

旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する審査基準 の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

旅館業法施行条例の一部改正に伴い、「旅館業の営業の許可・旅館業の営業の承継承認に関する審査基準」の一部改正を予定しております。

2 改正の概要

- (1) 旅館業法施行条例別表第2第3項第3号が改正されたことに伴い、当該条文に係る規定を改正します。
- (2) その他文言整理を行います。

3 施行予定

令和7年12月1日（予定）

4 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。